会則

アニマル CBD 研究会　会則

（名称）第 1 条 この会は、「アニマル CBD 研究会」という。

（事務所） 第 2 条 この会の事務所は、東京都港区西麻布 2-13-6 K's 西麻布 3F　株式会社たかくら新産業内におく。

（目的） 第 3 条 この会は、獣医師、獣看護師、トリマー/グルーマー、ブリーダー等の動物関連事業従事者及び一般飼い主を対象としてＣＢＤの正しい知識と活用方法を啓蒙し、動物のＱＯＬ（生活の質）向上を目的とするものである。

（事業） 第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 教育活動・・・・講演・セミナー事業
(2) 情報提供・・・・研究紹介・症例モニターなどの情報提供事業
(3) その他この会則目的に沿った事業

（構成員） 第 5 条 この会の構成員は、正会員(獣医師、獣看護師、トリマー、ブリーダー等の関連事業従事者（以下、「専門家」)、飼い主等（以下、「一般会員」）とする。
2 その資格は事務局が定める。
3 会員資格のはく奪は、
・特定の宗教に傾注、または反社会的勢力とつながりのある場合
・類似の会を主催していることが発覚した場合
・秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき社会的非行」があった場合
・役員会により研究会に不利益な会員と判断された場合
役員会によって退会を決定する。

（役員） 第６条 この会に次の役員をおく。
会長（1 名） 会長は本会を統括し代表する。
副会長（若干名） 副会長は会長を補佐する。
事務局長（1 名） 会長・副会長の決定に基づき、事業執行や管理業務について統括する。
顧問（1 名以上） 顧問は役員の職務執行を監査する。
2 役員は役員会で選任する。任期は 2 年以上とし、再任を妨げない。権限、責務等は、 役員会が定める。

3 会長、副会長、事務局長をもって役員会を構成する。
4 顧問は役員会に出席し発言することができる。

（事業年度） 第 7 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。
（財産の管理） 第 8 条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。
（会則の改定） 第 9 条 会則の改正は役員会において役員の 2/3 以上の賛成をもって決する。
（細則） 第 10 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。
（雑則） 第 11 条 その会則は、2019 年 5 月 1 日から施行する。